

○登別市空家等対策審議会条例

平成29年3月30日

条例第2号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条に規定する空家等対策計画の実施及び空家等に関する対策を適正かつ円滑に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、登別市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(令5条例16・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 登別市空家等対策計画の実施、変更その他の重要な事項
- (2) 法第22条に規定する特定空家等に対する措置に関する事項
- (3) その他空家等対策に関し市長が必要と認める事項

(令5条例16・一部改正)

(組織等)

第4条 審議会は、委員7名以内で組織する。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法律、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 住民を代表する者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席及び必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第16号）

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。